

平成 22 年度大磯町教育委員会第 10 回定例会会議録

1. 日 時 平成 23 年 1 月 19 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 10 時 45 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 岩 井 喜久枝 委員長
竹 内 清 委員長職務代理者
大 橋 伸 明 委員
曾根田 眞 二 委員
二挺木 洋 二 教育長職務代理者子ども育成課長
林 正 人 子ども育成課主幹
大 隅 則 久 子ども育成課子育て支援室長
松 本 卓 次 生涯学習課長
山 口 章 子 生涯学習課図書館長
佐 川 和 裕 生涯学習課郷土資料館長
山 口 信 彦 子ども育成課副主幹
4. 傍聴者 0 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第 17 号 大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
8. 報告事項
報告事項第 1 号 平成 22 年大磯町議会 12 月定例会について
報告事項第 2 号 学校プールの整備について
報告事項第 3 号 平成 22 年度大磯町成人式・新成人記念のつどいの実施報告について
報告事項第 4 号 大磯町郷土資料館運営委員の委嘱について
9. その他

(開 会)

出席委員が4名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、現時点で傍聴人はおりませんが、以降傍聴人が見えた場合は、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長職務代理者) 私からは、12月定例会が開催されました平成22年12月15日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。12月15日、大磯中学校1年生の総合的な学習にあたり、郷土資料館から出前授業として国指定重要無形文化財「左義長」の解説を行ないました。また、同日大磯幼稚園、たかとり幼稚園で、翌16日には、小磯幼稚園、国府幼稚園での保育発表会が行われました。12月16日から22日まで12月議会定例会が開催されました。詳細につきましては、後ほどご報告いたします。12月18日、大磯町立学校PTA連絡協議会と教育委員との懇談会を開催し、「いじめ問題」に対する意見交換を行い、また、様々な課題・要望等についても、各園、各学校のPTA役員の方々からいただきました。1月8日から県立大磯城山公園全面開園20周年と合わせ、郷土資料館におきまして、企画展「三井高棟と吉田茂」を開催しております。1月10日、大磯プリンスホテルにおいて、成人式及び新成人の集いを開催し、当日は213人の新成人の参加がありました。詳細は後ほど事務局から報告いたします。1月11日、中地区教育長会議に出席し、会議の内容については、主に教職員の人事関係及び事務日程等の説明が中教育事務所からありました。また、情報交換として、35人学級等に関する説明がありました。平成23年度から小学校1年生を35人以下学級とするための準備を進める。国の予算案については、早くて3月上旬、法律改正案については3月下旬に成立予定なので、実施、未実施の両方を見据えた対応となる。1月12日、郷土資料館運営委員会を開催し、任期切れに伴い、5名の委員の委嘱をいたしました。1月14日、中崎町長との懇談会を実施し、教育関係の施策についての意見交換をおこないました。1月15日、国指定重要無形民俗文化財行事である「大磯の左義長」が行われましたが、今年も、早朝から、北浜海岸におきまして、大磯中学校1年生123名が、地域の方々と一緒に、サイトづくりに協力しておりました。なお、同日、大磯小学校の授業参加が行われており、伝統行事である左義長と重なるのはいかがなものかというご指摘がありましたので、経営者会議において、なるべく学校行事と伝統行事が重ならないような日程をお願いしてまいります。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりであります。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。最後に、1月12日(水)、国府中学校において、中学3年生の生徒による対教師暴力事件がありました。詳細につきましては、後ほど事務局より報告いたします。

議案第 17 号 大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長職務代理者から提案理由の説明を行った。

図書館長) 議案第 17 号大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正することについて、補足説明をさせていただきます。本件につきましては、昨年 3 月定例会におきまして、議案第 30 号として付議し、ご承認いただいた規則中、会議室等の使用について一部改正をお願いするものです。詳細につきましては、説明資料 資料 1 をお開きください。改正概要といたしましては、図書館の会議室等の使用について、申請期間に関する規定の整備を行うため、所要の改正を行うものです。改正の内容といたしましては、現在、会議室等の申請期間につきましては、町内団体または個人が 2 ヶ月前、町外が 1 ヶ月前となっておりますが、図書館 2 階の展示コーナーの使用目的は、作品の企画展示ですので、申請をもっと早く受け付けてもらいたい旨の要望が寄せられておりましたので、申請期間の開始を町内は 6 ヶ月前に、町外を 5 ヶ月前に拡大する改正を行い、2 月 1 日からの施行と施行日前の準備行為を行うことができるものとするものです。資料 2 につきましては、改正する条例の新旧対照表で、左が改正案、右が現行となっております、アンダーラインの部分が改正にかかる内容となっております。資料 3 につきましては、現行の一部抜粋規則です。以上、ご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

(質疑応答)

曾根田委員) まず、会議室の使用が 2 ヶ月前、町内の方ですが、これを一気に 6 ヶ月前にしたのは大幅な前倒しですが、この月について検討はされたのでしょうか。

図書館長) 会議室につきまして図書館では大会議室、小会議室、和室と会議室を持ってございます。この他に展示コーナーということで様々な作品を展示するコーナーを持ってございます。今回、改正をお願いするところは、会議室の中でも展示コーナーの部分だけの期間の拡大となります。今までは 2 ヶ月前という他の会議室と同じ期間でしたが、作品を展示する団体や個人の方からその期間に合わせて、自分たちで作品を作っていくので、やはり早めに受け付けていただきたいという申し出がありましたので改正をお願いしております。6 ヶ月という期間につきましては、このような展示コーナーを持っている町内の施設はありませんので、平塚市美術館にあります市民用のギャラリーの受付期間が 6 ヶ月前となっておりますので、それに準じまして 6 ヶ月といたしました。

曾根田委員) 2 点目ですが、作品を作って展示する過程も含めて 6 ヶ月としていると理解してよろしいですか。

図書館長) 団体の方や個人の方から目標に向けて、出品したいという御要望を聞いております。

曾根田委員) 3 点目ですが、会議室で町内団体を優先するというのは他の市町村でも同じなので良いのですが、これまでの会議室の実績として町外の団体が 1 ヶ月

前なので町外の団体から全然取れないので一緒にしてほしいとか、困るという声はありましたか。

図書館長) 町外団体につきましては、そのような要望はまだ出てきておりません。2ヶ月前に空いている日を選んで申請をしていただいている状況です。

曾根田委員) 特にクレームの方は来てないということで、今度の展示室の方もそれと同じだろうということでしょうか。

図書館長) 展示室につきましても今年度は、町外の団体の方が使われた実績はないのですが考え方としてないだろうと考えております。

竹内委員) 展示コーナーの年間の稼働率はどれくらいですか。

図書館長) 利用状況につきましては、22年6月から有料となっておりますが、4月からの数値ですと16団体が使用しております。1ヶ月に1.5団体くらいが使用しております。やはり4月から5月までが無料でしたのでここでの利用が多かったのですが、6月から3月までもコンスタントに予約がされておりますし、1月も3団体が使用されています。

竹内委員) 申請期間が拡大することによって利用者には便宜が図られる訳ですが、それを良いことに確定していないのに申し込んで置いて、近くなってキャンセルすることが期間を拡大することによって起こることが懸念されますが、これは利用者の理性によるものなのでしょうが、今の利用状況からみるとそんなに重複したり、予約していて他に移ることはないようですが、そのところは心配だったのでお聞きしました。

大橋委員) 作品を作って展示するための恰好の場所だと思いますが、その展示する内容については、内容調査とかをされるのですか。

図書館長) 展示する内容につきましては、営利を目的としないものという規則がありまして、そこに照らし合わせて確認しております。期間につきましても12日、2週間以内としておりまして、期間が重なった時も団体と調整いたしますし、内容についても確認しております。

委員長) 質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第17号については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第17号 大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

報告事項第1号 平成22年大磯町議会12月定例会について

教育長職務代理者) それでは大磯町議会12月定例会の報告をさせていただきます。12月16日から22日まで行われました。資料にございますように議案は2件ということで町長が12月15日に変わりました16日からの議会ということで、説明があまりできない状況でしたので緊急な物以外は見送るという形です。1つ目の議案は神奈川県町村情報システム共同事業ということで情報処理について神奈川県の町村で共同で電算処理を進めていこうということで、それに歩調を合わせないといけないということで、これについては先送りすると間に合

わないということで議案として出したものでございます。もう1つは、監査委員の選任ということで、空席となっておりました議会からの選出の監査委員ということで、土橋議員が選任されております。両議案とも可決されております。初日に大磯学童保育会から陳情が2件出されております。1点目は手洗い場を増設してほしい、2点目、大磯学童保育については、土曜日は半日開所しておりますが、それを1日と平日に当たる祝日の開所をということで陳情が出されておりました。福祉文教常任委員会へ審査について付託をされたということで、その付託を受けまして12月12日に常任委員会が開かれております。まず1点目の手洗い場の新設の陳情につきまして、主な質疑としては、ここにもございますように、「長年、子育て支援室にも要望している事でありまして、陳情2の方にも「この件も長い間訴えてきたことでもあります」ので、この辺についてどうなのかという質問がございました。水道の設置につきましては、17年、18年頃、要望が出ていたということで、それ以後、具体的な要望は出ていなかったということです。直近の昨年度については、そのような水道等の話ではなく、運営について別のところで運営をしてほしいというような要望が出ていたと担当の方から聞いております。それと土曜日の開所につきましても、今までは自主運営という形でやっておりましたので、これについても強い要望は無かったという回答をしております。その他、施設の面積ですとか委託料、指導員、それと陳情者等についての質問等がございました。討論に入りまして、水道については緊急性もあるということで、インフルエンザの蔓延や衛生面についても早急に整備が必要ではないかという意見が出されました。国府学童施設は専用の施設が出来ておりました。大磯の方は学校を借りておりますので、あまり格差の無い対応をとるという意見が出されております。採決の結果、水道の設置については、採択4、趣旨採択2で採択とされております。土曜日の一日開所及び平日にあたる祝日の開所についても、こちらの回答でもそれほど要望は無かったということで、町と現在、委託しております社会福祉協議会と保護者との三者での検討が必要ではないかという質問が出ております。前向きな対応ということと早急な対応が必要ではないかという声が出ております。今後の対応としては、社会福祉協議会と話し合いをしていきたいと回答しております。結果につきましては、採択2、趣旨採択4、これはもう少し三者で話合ってはどうかということです。これは趣旨採択ということになります。また、水道については、町長の方からも早急な対応をということで補正予算ではなく予備費で設計を組んで対応している状況です。続きまして、一般質問でございます。教育委員会関係は2件でした。まず、1人目の4ページの奥津議員の質問ですが、「セカンドブックスタート事業の創設は」ということで、セカンドブックスタートは、各市町村でやっているところもあって、セカンドですから2回目ということで、その歳が小学校前であったり、いろいろ違うのですが、湯河原町は小学校入学時にセカンドブックということで絵本をあげているということで、大磯町でもという提案がございました。最初の質問については、平成18年から大磯町のブックスタートの事業をやっておりますので、その辺の事業についての質問がございました。2つ目に図書館と学校図書との連携はという質問がございました。セカンドブックスタートにつきましては、絵本を介して親子が直接向かい合い小さいころから本の読み聞かせをして子ども

もの感性や想像力を育てるきっかけ作りとして、4歳児健診に合わせて図書館が出向いて行っているという状況を報告しております。当日は本の読み聞かせをした後、好きな絵本とバックの贈呈をしていると説明してございます。図書館と学校図書との連携については、小学校、幼稚園、保育園へ図書館が出向いて、図書の貸し出し等の事業をしている、今後も図書館と学校図書との連携を強化し、環境整備を進めていきたいと回答してございます。再質問ではブックスタートの詳しい概要ですとか、図書館や学校での貸し出し状況、児童図書の購入費等の細かい質問が出ておりました、それにつきましては、生涯学習課長の方から数字等の回答をしてございます。学校図書館の蔵書管理等の質問がございました。それについては、私の方から学校の蔵書管理の難しい状況、図書購入の方を優先しているとお答えしております。文部科学省が決めました、クラスによる本の数がございますが、その辺の話や図書の貸し出し状況について回答しております。学校図書の貸し出し状況についても機械化が進まないので手作業でやっていると回答してございます。最終的には国の補正予算が成立いたしまして、新たな交付金がございます、その中で学校図書についてのメニューがあるということでセカンドブックスタートにという回答ではなく、この交付金を使って学校図書の充実をしていきたいという回答をしてございます。最後に町長へ「セカンドブックスタート見解は」ということで回答を求めましたが、町長の方からは読書を親しむことは人間性を養い、考える力、生きる力の糧になるということで今後検討していくという回答をしています。次に6ページでございます。百瀬議員から薬物乱用防止対策について、「最近、芸能人や若者による薬物乱用が増えて低年齢化も危惧されている」ということで大磯町の現状はどうかというようなご質問でございました。町長の方からは町側のスポーツ健康課の関係ですが、その対応ということで県の薬物乱用防止運動に協力してポスター掲示やチラシの配布等で啓発しているということと、チャレンジフェスティバルの時にそういった啓発活動も行っているという現状を説明してございます。教育現場としての取り組みはという御質問がございましたので、私の方から薬物乱用問題については、喫煙、飲酒を含め各学校に対して薬物乱用防止教育の推進啓発ということで具体的には小学校6年生の授業でタバコ、アルコール、薬物について授業での学習を進めていく中学校では3年生で薬物乱用と健康についての学習とそれとは別に年1回薬物についての講演会を開催している。昨年は大磯ライオンズクラブのご協力をいただきまして講演会を実施したと説明しております。再質問については、大磯町にそういった事例があるのかですとか、チラシやキャラバンカーの活用等の御質問が出ております。大磯町の現状については、薬物乱用の関係の事例はないと学校についても無いと回答しております。それと啓発についてはどんなチラシを使っているのかということで直接保護者等に使っているチラシ等を御紹介させていただきました。あと、キャラバンカーという薬物乱用を啓発する車があるのですが、その辺も頼んでいるかという質問もございましたので、イベント等で頼んでいきたいと回答してございます。それで、議員の最終的なお話としては、大磯町としても薬物乱用についてはできるだけ大きなイベント等を展開してみたらどうかという要望とご提案がございました。スポーツ健康課長の方は、既存のイベントと相乗りして考えていきたいと回答しております。町長の方は継

続的な啓発や節々での啓発も必要だと回答してございます。以上が一般質問の状況でございます。本来ですと次の日に委員長報告等の最終日があるのですが12月定例会については一般質問の後、各常任委員長から付託されました陳情の報告がなされました。

(質疑応答)

曾根田委員) 学童保育についての陳情1について、議会に対する陳情ですので、それに基づいて福祉文教常任委員会の中で重要案件として採択されたということで、それに向けてやる、補正対応では無く、緊急対応でやる。教育委員会として進めるのでしょうか、この扱いについてわからないところがあって、直接、教育委員会に対する陳情ではありませんが、これらの手続きをへた後、大磯町教育委員会教育長事務委任規則の中で第2条、平成元年1月23日の付議事項第2条の第1項の13の重要な陳情について教育委員会に付議するとなっておりますので、これを準用し当然、付議されてくるのでしょうか。

教育長職務代理者) イレギュラーだと思いますが、これは議会に対する陳情でございまして、当然、教育委員会に出されれば、教育委員会の中でやる。本来はその順番だと思います。陳情者も手続き等を理解されていなかったこともあって、この案件について室長の方が学童保育とのいろいろな話合いをしていたのですが、本来ですと要望という形で毎年あがってくるものでございます。こういったものを良くしてもらいたいという。陳情者はそういった意味で出したみたいですが、議会へ陳情が出てしまったものですから、議会の方で受けて陳情について審査したということです。当然、ご質問のように教育委員会に陳情が出ればそれについて教育委員会で審議していきます。

曾根田委員) それについては理解しております。基本的に教育長事務委任規則に教育委員会の陳情や請願の取り扱いについて載っているわけなのですが、今回は議会に出された物ですので直接的には関係ない話ですが、福祉文教常任委員会での採択を受けて、それを踏まえて教育委員会として預かる訳ですよね。予算を組み改修をする訳ですよね。それについてまったく教育委員に話がないということを行っている訳です。

教育長職務代理者) 申し訳ありません。これについては町長の方からインフルエンザ等の流行の時期なので早急な対応をとということで、今、早急に事務処理を進めさせていただいております。

曾根田委員) そういうことを言っている訳では無く、それはそれで進めていただいて構わないのですが、例えば教育委員会定例会や事務調整会議の中でそういった話は、速やかにこのように対応していると報告すべきではないか。

教育長職務代理者) 今日、この陳情についての対応についてお話させていただきましたので、具体的な工事、修繕等見えてきましたら報告させていただきたいと思っております。

報告事項第2号 学校プールの整備について

子ども育成課主幹) 学校プールの整備につきましては、これまでも、何度か報告を

させていただいておりました。また、議会のほうにも報告をしておりましたが、昨年10月と12月の福祉文教常任委員会におきましてご報告をさせていただいた際、いくつかのご質問と併せて、ご指摘もございました、特に設計業者との契約の問題についてご報告をさせていただきます。設計業者との契約関係でございますが、本日配布いたしました資料にもございますが、昨年の6月に契約をいたしました(株)伊藤建築設計研究室でございますが、契約後に地盤調査等を実施し、その後、設計業者には基本計画及び基本設計を提出させました。基本計画につきましては、定例会でも、お示ししておりますので、工事の概要についてはご理解いただいていたことと思います。しかしながら、その後、たかとり幼稚園に係る設計・施工上のいくつかの不備が見つかり、プール整備についてもこの設計業者にこのまま任せることはいかかなものかというご指摘がございました。事務局といたしましても、以上のような状況を踏まえ、昨年12月16日に設計業者の代表者を呼び、財政課も同席のもと、今後の契約業務について協議をいたしました。協議の結果、その時点までで実施した地盤調査及びいわゆる基本設計にあたる部分の業務をもって終了すること、また、契約金の支払いにつきましても、そこまでの出来高払いということで算出した金額1,270,500円を支払うことで了解を得、現在、変更契約の事務処理を行っております。今後の予定といたしましては、2月に新たな設計業者の入札を実施し、現段階での成果物や各方面からいただいたご意見等をできる限り反映した形で、新たな設計業者に設計に入っていただこうと考えております。そのような関係で、今後の設計については、年度を繰り越すことになると考えておりますので、この後の臨時議会で議会承認をいただく予定でございます。また、その後の施工業者の入札・工事等の予定につきましては、新たな設計業者による設計や概算工事費の目処が立ち次第、改めて教育委員の皆様方にもご報告したいと考えております。

(質疑応答)

曾根田委員) この業者はたかとり幼稚園設計とかやって今回の学校プールの設計をやって、基本的に原理原則から言うときちっとした入札手続きでやられているので業者側の汚点はないのですよね。話合いの中でその辺のことは出なかったのでしょうか。

子ども育成課主幹) ご心配、ご指摘されたとおりのことを財政課と話をする中でも懸念がございました。それで契約の条文と照らし合わせていくつか業者との契約を途中で解除または中止、または協議して変更契約、いろいろなパターンがございしますが、ご指摘のとおり、プールそのものについての明らかな瑕疵が無い中で持って行き方が大変であるということがございましたので、出来れば協議をしてお互い納得をした上でそこまでの出来高を払いという形で変更契約に持っていきたいということで協議に入って事前に担当者からも設計業者に打診をしていました。それでこちらの意向を伝えてできれば、たかとり幼稚園のこれからの事後処理もあるので、我々としてはそちらの方に力を入れていただきたい、ですから今回の契約については、ここまでの段階で割り切ってもらえるとありがたい。お互いに賠償金、違約金がない中で、その場の会議の記録を取って了解を得た中で最終的にこのような形を取ったということでもあります。

曾根田委員) それはそれで結構な話ですが、今後のこういった入札業務、設計、コンサルの業務について今回のことを踏まえて指名停止というはあるのですか。

教育長職務代理者) 今、プールの件については、お互いの協議ということで、向こうに瑕疵があって排除ということがあれば、指名停止ということもありますが、プール整備の委託については、指名停止は無いのかなと思います。たかとり幼稚園の関係で設計、施工のどちらに責任があるのかという話の中で、設計に明らかに責任があることになれば指名停止のようなことも考えられます。

曾根田委員) プールについては今回、瑕疵は無いわけですから基本的にはそれは無いのかなと思います。

竹内委員) こういうことで変更があったということですが、学校プールについては、このところ何年も子どもたちの立場に立ってみるとプールが無い状態で、ここでこういう業者が変わったりということで、私が懸念しているのは、完成が遅れるということです。確かに慎重にやることは大事なことでけれども、子どもを考えると、いつまでも他へ行って学校水泳をやらなければいけないのか、本当に慎重にやっていくことは、大事なことです。合わせて業務の進行も計画どおりやっていかれることを希望したいと思っています。それと設計図を見せていただきましたが、基本的にはあの形で行くのですか。5 コースでプールの形はあのような形で変わりはないのでしょうか。

子ども育成課主幹) 最初のご要望の件ですが、今、ここで設計業者を変えたことで、確かに工事費についての予算措置は次年度の当初予算には載せてございません。ただ、計画ではその後、新しい設計業者が決まり概算工事費等が出た段階で次年度、補正予算等で対応していく予定です。工事が終わるのは当初計画していたとおり、平成 24 年 6 月の下水道工事に合わせて行いたい計画を立てています。それと基本的な今までの設計図ですが、先程も申しましたとおりいわゆる基本設計という部分を引き継ぐ中で実施設計を新しい業者にやってもらいたいということで、新しい設計業者が大きく変更したいということでトイレの位置とか変更する可能性もありますが、基本的には今の計画を新しい設計業者にこの形でお願いしたいと思っています。

報告事項第 3 号 平成 22 年度大磯町成人式・新成人記念のつどいの実施報告について

生涯学習課長) 報告事項第 3 号、平成 22 年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの実施につきましてご報告します。開催日の成人の日には、会場となりました大磯プリンスホテル国際会議場へ、委員の皆様もご来場いただきありがとうございました。当日は、予定どおり午後 1 時 30 分から式典を行い、終了後、実行委員会が運営する新成人記念のつどいが開催されました。式典では、新成人の皆さんが楽しい雰囲気の中で、二十歳の記念の式典として予定どおり執り行われました。出席者数につきましては、お手元の資料のとおり町外からの出席者 20 名を含め、新成人 213 名の参加がありました。出席率につきましては、昨年をわずかに上回る 76%となっております。また、来賓の方につきましては、恩師の先生方をはじめ町議会や地域、関係団体などから 66 名のご出席をいただきました。式典・記念のつどいにつきましては、青少年指導員連絡協議会の

皆様に会場内外の整理などにあたっていただき、実行委員 14 名の努力もありまして混乱もなく無事終了することができました。なお、1 月 13 日に実行委員会が開催され、ティーパーティーで集めた会費に残金がありましたので、旧吉田茂邸再建基金として実行委員会から町長へ寄附金の贈呈が行われました。また、会議では実行委員の皆さんから「良い式典で、とても楽しく思い出になった。」との意見が多く出され、更に良い式典とするための改善点なども寄せられました。報告につきましては以上でございます。

(質疑応答)

委員長) 青少年指導委員の皆さんや着付けボランティアの方々に大変お世話になりありがとうございました。大変良い式典だったと思います。来年へ向けて後輩達にメッセージ等ありましたでしょうか。また、来年も良い式典が出来ますようにお願いいたします。

報告事項第 4 号 大磯町郷土資料館運営委員の委嘱について

郷土資料館長) 資料に名簿を掲載しておりますが、郷土資料館では大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例に基づきまして運営委員会を設置しております。委員の人数は 5 名以内、任期は 2 年となっております。平成 23 年 1 月 7 日付けで任期が終了したことから委員を委嘱したものでございます。委員構成は社会教育委員が 1 名、文化財専門委員が 1 名、学校長 1 名、学識経験者 2 名となりまして、館の維持、学芸活動などを円滑に進めるために様々な角度からご意見を伺うものです。任期は平成 23 年 1 月 8 日から平成 25 年 1 月 7 日までとなっております。委嘱した委員のうち 4 人が再任、1 名が新任となっております。委員名につきましては記載のとおりでございます。

(質疑応答)

曾根田委員) 広谷さんが新任ですか。近藤さんの備考欄が前は町史編纂委員でしたが変えた理由はあるのですか。

郷土資料館長) 町史編纂事業が終了いたしましたので、基本的には当初委嘱をした時には町史編纂委員から 1 名となっておりますが、学識経験者に変更したものでございます。

曾根田委員) 大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例の抜粋で昭和 62 年 12 月 26 日大磯町条例第 28 号となっておりますが、これがちょっとわからないのですが、これは 15 号までではないですか。運営委員会第 9 条によりとありますが、第 14 条の間違ひではないですか。前回の 6 月定例会の時も同じ条例抜粋になっていましたが、これでよろしいのですか。

郷土資料館長) もう 1 度確認いたします。

曾根田委員) これはいつだれが委嘱したのですか。

郷土資料館長) 1 月 12 日に運営委員会を開催いたしまして、その際に生涯学習課長より辞令を渡していただきました。

曾根田委員) 大磯町附属機関の設置に関する条例というのがあってこれには明確に教

育委員会の附属機関としては大磯町社会教育委員と図書館協議会だけなんです。そういう意味では付議事項で社会教育委員と図書館協議会委員はこの場に諮らないといけないのですが、郷土資料館の場合は諮らなくても良い記載になっています。そういう意味では間違いではありませんが、第3回定例会の時は委嘱する前に報告事項があったのに、今回は終わってから報告というのはしっくりいかないのですが。

教育長職務代理者) 教育委員会関係の委員さんについては、曾根田委員がおっしゃたように附属機関に関するものについては、審議していただくようになってございます。今、ご指摘のあったことについて事後報告で良いのかということですが、この第2条2項に教育委員会が委嘱する事項とありますので、事前の教育委員さんへの相談や協議が必要だったと考えております。大変申し訳ありませんでした。

曾根田委員) 次の質問ですが、教育委員会の中に生涯学習課があつて図書館と郷土資料館と社会教育の3本となっております。図書館と社会教育は付議事項となっておりますが同じ立場からいうと生涯学習からの社会教育委員、図書館の運営委員、郷土資料館についても同じ生涯学習課の中にあつて僕の気持ちとしては、附属機関と同じ取り扱いでも良いと思っています。なぜこれだけ外れているのか、今後、附属機関とした方が良いのかわかりませんが。

教育長職務代理者) 今、曾根田委員がおっしゃった件で、逗子市と葉山町が教育委員会だけでは無くて、その市に進言して行く機関については、条例化が義務付けられているのではないかという監査請求が起こっておりまして、要綱や規則で定めるものではないだろうという、自治法違反だろうという、それに対する支払いは違法だということで、監査委員事務局からも町全体の審査機関について条例化するかしないか検討を行っております。個別に法律に基づいて条例化して社会教育委員はだしていると思うのですが、その他の機関は、規則に落ととしてやっている訳ですが、それはおかしいという動きがありますので町全体として検討していますので、その辺もまたご回答したいと思います。

郷土資料館長) 先程の条例の抜粋の件でご報告いたします。第9条は第14条でございました。大変申し訳ありませんでした。条文も第15条までとなっております。大変失礼いたしました。

その他

子ども育成課主幹) 教育長報告の中にもございましたが、国府中学校で起きた対教師暴力について13日の日に教育委員さんにもお集まりいただき概要を説明させていただいておりますが、その後の経過も含めてもう1度報告したいと思います。発生した日には平成23年1月12日水曜日午後2時20分頃でございます。授業終了後の清掃活動の時間に、3年生男子生徒数名が1年生男子生徒を呼び出そうと清掃中の1年生の教室に入り込んできた。もともと1年生に対していたずらをさせようとしていましたが、その1年生はその指示には従わず、その教室にいた。そこに加害生徒を含む8名が教室前に来て、加害生徒が中に入っていてその1年生を連れだそうとしたところ、一緒に掃除を行っていた1年生担任教諭が、制止しようとしたところ、逆上した3年生男子に腹部を2回、頭部を5~6回殴打され、顔面に怪我を負った。被害教諭は、

出血も酷く、目にはれもありましたので、その後、そこに居合わせた3年生の教諭にその場は納めたのですが、教頭が病院に教諭を搬送して診察をしたところ、CTを取って頭部には異常は無く右目が腫れておりましたので眼科の検診を受けたところ網膜にむくみがあるということで金曜日にも再検査をしました。再検査の結果、網膜はく離等の重大な怪我に発展するおそれはないということでした。もう1度、26日に検査をする予定であると聞いております。その事件を受けまして学校はその日の夜に生徒と両親を学校に呼びまして指導を行いました。その結果、父親の方から謝罪があったということでございますが、本人からは謝罪の気持ちが少ないということでございます。3年生のその他数名の生徒もおりまして、学校全体に係わることでありますので並行して関係した3年生の指導に当たると共に被害を受けた教員も学校も被害届を提出したいということで話を進めてきました。それを受けて教育委員会としましても学校の決定に従ってアドバイスを行ってきた中で最終的に17日に全校生徒に対して事件の概要を説明し今後の生活指導を行った。教育委員会としましても17日午後、議員さんが集まった全員協議会の中で、同時に被害届を出すということ、教育委員会としては今回のケースについては新聞社に他から情報が入ることもありえますので、そのことも懸念して今の段階で出せる情報をこちらから新聞社に情報提供しようということで、17日の3時過ぎに政策課を通じて新聞社に情報提供をしました。その関係もございましたので、県教委の方とも調整をして出す情報について内容的に精査して出したところであります。その後、午後3時から新聞社等から問い合わせがございました。こちらとしては学校名、当事者の詳しい情報は控えてほしいと新聞社の方にはお話ししました。結果的に3社から新聞報道されました。学校の動きとしては全校集会の後、午後6時から保護者向けの説明会を実施いたしました。教育委員会といたしましても、新聞社への情報提供はこちらの責任を持って行ったことでございますので、その方面に質問もあろうかと思ってお席いたしました。保護者は140名の参加がございました。予定していた視聴覚室がいっぱいでした。いろいろな質問がありましたが、流れといたしましては、校長のあいさつの後に生徒指導担当から事件の概要を説明いたしまして、その後、教務の方から今までの生徒の対応、今後の対応について説明いたしました。質疑応答では様々なご意見がでました。冒頭に新聞報道はどのような流れでされたのかという質問がございまして、私の方から経緯について説明いたしました。加害生徒に対する処罰は学校で具体的にないのかという、今までの生徒指導上の問題が出た時の生徒達を野放しにしている状況を保護者は感じているらしく今回のケースについても厳しい指導をお願いしたいというご意見もございました。生活指導を含めた学校生活の中で、ガラスの破損が多いとか、先生達がきちんと生徒と向き合っていないのではないかと厳しいご意見も出されました。その中でかなり暖かい話をさせていただいた保護者の方もいらっしゃいました。今回、被害を受けた教員が好んで被害届をだしたのでは無い温厚な先生が出した経緯を家庭でもう一度話しあってほしいといった保護者もいて、私の最後のあいさつの中で大変ありがたいご意見をいただいた中で、国府中、大磯町が厳しい状況に立たされている中で、一致団結し教員も生徒達も今後、立ち直っていくのかということをお問われているだろうということで、保護者の協力もお願いしたいということで保護者会は

終了いたしました。担任の先生や私どもに直接投げかけてきた方もいて終わったのは10時を回っていました。昨日はこのような状況で終わりましたが、今、いろいろなところから注目されておりますので本当の意味で立て直していくために教員も保護者も生徒も頑張っていたきたい。そのために教育委員会もバックアップしていきたいと考えております。

曾根田委員) 校長自らが保護者会を開くことは、いいことだと思いましたが、校長、教頭に意識付けは必要だと思います。

竹内委員) 子どものことなので、教育委員会を含めてその後の状況、指導を追跡していかなければいけないと思います。また、今後、学校としてどうするのか判る範囲で教えていただきたい。

子ども育成課主幹) 学校の方から今後どうするのか昨日報告があったのですが、基本的には今までやってきたことを精査してやっていく、1番大切なのは教員の気持ちだと思います。その辺を強調して説明してくれば良かったと思います。保護者も一人一人の教員がどういう姿勢で、生徒と向き合うのかを期待していたと思います。教育委員会としても人間的なものを含めてバックアップしていきたい。

曾根田委員) 校長、教頭、一般教諭も含めて教育委員会に今後どうしていくのか、話しを聞く機会を設けてほしいのですが。

大橋委員) やったのは3年生ですけれども各学年、問題が山積していたのが3年生が問題を起こして表沙汰になったのですが、教育委員会として1年間各学校を回っているのですが、問題のあった学校は、もう一度、訪問する必要があるのではないのでしょうか。

竹内委員) 教員と子どもとの関係を再構築していかないといくら指導しても本当の意味での関係が作れてないような感じを受けます。時間も掛かるし地道な努力も必要となり、先生が変わったという意識付けが必要だと思います。

大橋委員) 2月の下旬にも皆さんで学校訪問をしてもいいと思います。その場で学校の雰囲気をつかんでいただいて、その後、校長先生と話すのもいいんじゃないかと思います。ことがことだけに教育委員会として粘り強く取り組んで、学校の方向性と教員がひとつになって生徒を指導しているかを聞きたいと思います。

委員長) 各学年で山積していたものがここで噴出した。子ども達の心の中が見えにくいこともありますけれど、時間はかかりますが諦めることなく対応していただきたい。私達も協力はおしひませんので校長先生やみなさんに伝えていただき学校訪問させていただければと思います。

教育長職務代理者) 次回の定例会につきましては、2月16日水曜日、午前9時から生涯学習館で予定しております。午後からはたかとり幼稚園への訪問がございます。よろしくお願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 23 年 2 月 16 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____